

# 公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス放射性同位元素委員会規程

制 定 平成19年11月1日規程第126号  
最近改正 平成28年4月1日規程第 35号

## (目的)

第1条 公立大学法人横浜市立大学ラジオアイソトープ研究センター放射線障害予防規程第6条の規定に基づき、福浦キャンパスに設置する放射性同位元素委員会（以下「RI委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (職務)

第2条 RI委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる職務を行う。

- (1) RI等の管理に関すること。
- (2) 放射線業務従事者のRI等の取扱資格認定に関すること。
- (3) 放射線施設の維持・安全管理及び運営に関すること。
- (4) 法令に規定された放射線障害防止の実施に関すること。
- (5) 放射線取扱主任者の選出に関すること。
- (6) 放射線取扱主任者代理の選出に関すること。
- (7) 放射線施設の新設・改廃に関すること。
- (8) その他、RI委員会の目的達成に必要なこと。

## (組織)

第3条 RI委員会は、次の委員をもって組織する。ただし、前条第5号、第6号に規定する事項を審議する場合は、第4号の委員は除くものとする。

- (1) RI研究センター長
- (2) 医学部基礎系教室及び臨床系教室から選出された各3名ずつの教授
- (3) 統括放射線取扱主任者
- (4) 研究基盤課長

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 RI委員会に委員の互選に基づき委員長を置く。

2 委員長は、RI委員会を代表し会務を総理する。

## (会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が議長となる。

3 委員は、委員長に会議の招集を求めることができる。

## (定足数)

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。

## (議決)

第8条 議決は、出席委員の過半数の同意を要する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 RI委員会は、必要がある場合、委員以外の者を会議に出席させ意見を徴することができる。

(小委員会)

第10条 RI委員会は、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

(事務)

第11条 RI委員会の事務は、研究基盤課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、RI委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成28年規程第35号）

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。